

歩けるまちづくりを推進するための基本的な方針

金沢市並びに市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の基本となる方針を定めています。

1 — 歩く人にやさしい交通環境

① 歩行者に配慮した交通環境の整備

道路形態及び地域の特性などに応じて、通過交通の抑制、カラー舗装化等による走行環境の改善、交通安全、公共交通の利便性向上など、歩く人にやさしい交通環境を整備していきます。



② 歩行者に配慮した沿道等の周辺環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保、街並みの特徴を生かした道路修景など、沿道等の周辺環境の整備を通じ、歩けるまちづくりを推進します。

2 — まちを歩く意識の醸成

① 地域コミュニティの醸成

まちを歩くことにより、道を大切に、自らのまちを知り、まちへの愛着を深めることで、地域コミュニティの醸成を図っていきます。



② 過度のマイカー依存生活からの転換

自動車中心から公共交通を活用した歩けるまちづくりへの意識醸成を図っていきます。

3 — まちの回遊性の向上

① 回遊性の向上

歩行者ネットワークの連続性確保など、歩行環境の向上を図るとともに、まちの賑わいを創出します。



② 歩けるみち筋の指定

金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を「歩けるみち筋」として指定し、その整備に努めます。

金沢市は、歩けるまちづくり推進の取り組みを支援します。

お問い合わせは

金沢市交通政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL(076)220-2038 FAX(076)220-2048
E-mail koutsuu@city.kanazawa.ishikawa.jp

安全で快適に歩くことができるまちづくり

主計町地区歩けるまちづくり

(主計町の全部・平成18年7月24日協定締結)



金沢市は、金沢に住む人、訪れる人の誰もが、安全に、そして快適に歩けるまちづくりを推進しています。主計町地区は、「主計町茶屋街」として今も茶屋が軒を連ね、明治から大正、昭和戦前期にかけてこの界わいが大いに賑わった時代の極めて貴重な伝統的町並みを今に伝えています。

また、平成15年4月1日には市の伝統的建造物群保存地区に指定され、浅野川大橋を挟み対角に位置する国の伝統的建造物群区域のひがし茶屋街とあわせ、多くの来街者が行き来する風景を目にすることができます。

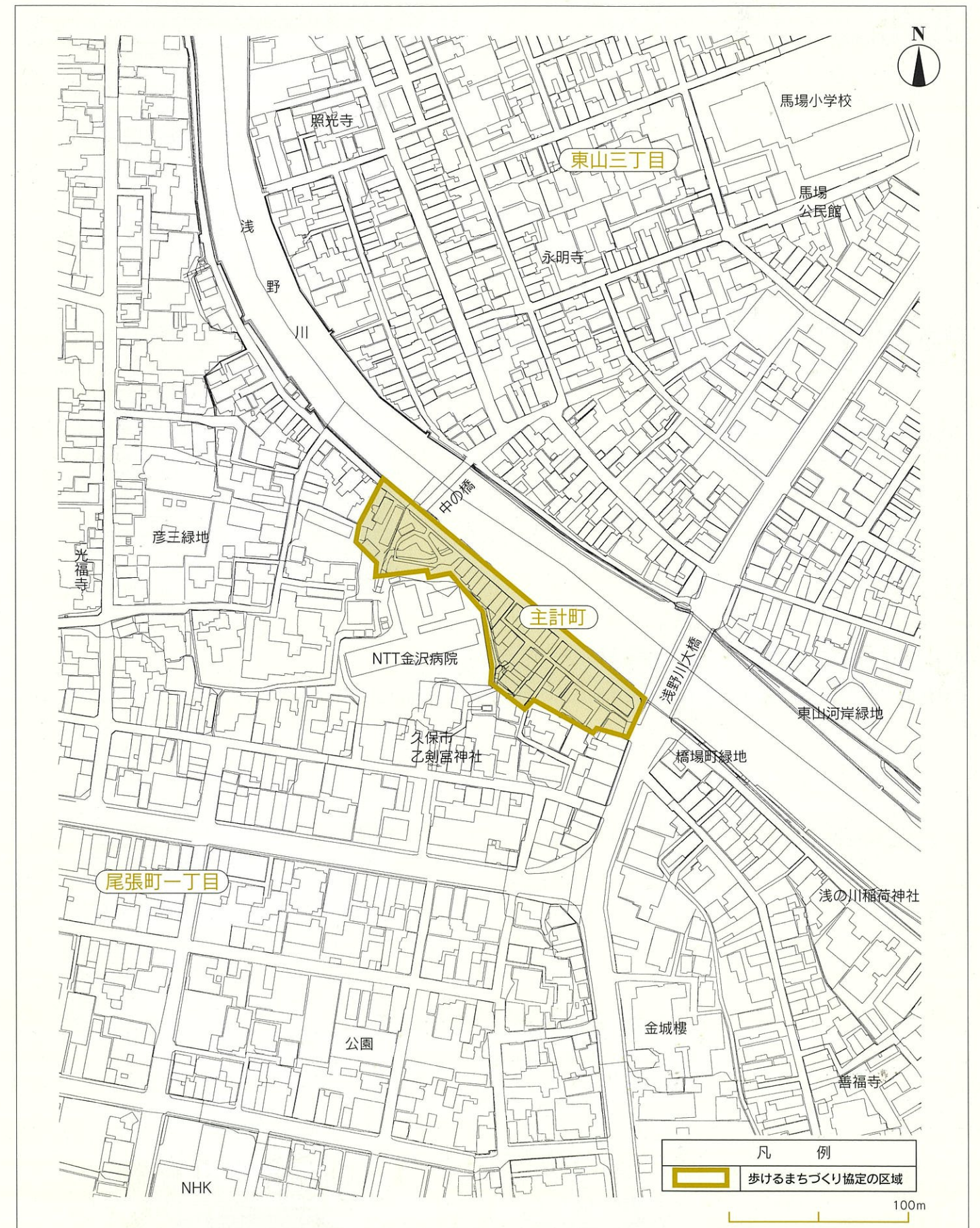
このため、主計町町会及び主計町料亭組合では、地区住民が安全かつ快適に歩くことができ、また、地区を訪れる人々も金沢の風情漂うこの町並みを安心して、楽しく、快適に歩けるまちづくりを進める観点から、通過交通の抑制を柱とした歩けるまちづくり構想を策定し、金沢市と「主計町地区歩けるまちづくり協定」を締結しました。今後は、構想の実現に向けて取り組みことで、まちの賑わいの創出及び回遊性の向上を目指します。

安全で快適に歩くことができるまちづくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

主計町地区歩けるまちづくり構想

| | |
|--------------------------|--|
| 歩けるまちづくり構想の名称 | 主計町地区歩けるまちづくり構想 |
| 歩けるまちづくり構想の対象となる区域 | 金沢市主計町の全部 |
| 歩けるまちづくり構想の対象となる区域の面積 | 約0.6ヘクタール |
| 当該区域における交通環境の整備に関する事項 | <p>通過交通の抑制等による歩行者の歩行と自動車等の通行との調和に関する事項(自動車等の通行の制限、歩道の整備等)</p> <p>本地区は、「主計町茶屋街」として今も茶屋が軒を連ね、明治から大正、昭和戦前期にかけてこの界わいが大いに賑わった時代の極めて貴重な伝統的町並みを今に伝えている。</p> <p>また、平成15年4月1日には市の伝統的建造物群保存地区に指定され、浅野川大橋を挟み対角に位置する国の伝統的建造物群区域のひがし茶屋街とあわせ、多くの来街者が行き来する風景を目にすることができる。</p> <p>一方で、主計町通りは、浅野川縁に位置し、川と軒の間を通る不定形の細街路となっているにもかかわらず、車両が交互通行するため、良好な歩行環境の確保が難しい状況となっている。</p> <p>このため、地区住民が安全かつ快適に歩くことができ、また、地区を訪れる人々も金沢の風情漂うこの町並みを安心して、楽しく、快適に歩けるまちづくりを推進するため、地域周辺の生活道路環境を確保しつつ通過交通の抑制を行う。</p> <p>また、路上の駐車が歩行者の安全の妨げとならないよう、一層の改善に努めるものとする。</p> |
| | 歩行環境の向上に関する事項(バリアフリー、道路標識の設置、コミュニティ空間の確保等) |
| 住民等の自主的な取組に係る事項 | <p>交通安全の啓発に関する事項(自主的な交通安全活動の実施、迷惑駐車の防止等)</p> <p>住民や事業者は、まちを歩く人々の安全確保及び自動車の安全運転を心がけることにより、交通安全・交通マナーの向上に努め、「そぞろ歩きを楽しむまち、主計町」のイメージ確立を目指すものとする。</p> <p>なお、通過車両についても、低速走行を行い、交通安全の確保に努めるよう求める。</p> |
| | まちなみと調和した道路空間の形成に関する事項(道路の美化又は緑化、冬期の除雪等) |
| その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項 | <p>歩けるまちづくりを推進するため、学習会や研究会を開催し、地区を訪れる人々が歩くことの楽しさを実感し、人々が出会い・交流できる環境づくりに努め、「そぞろ歩きを楽しむまち、主計町」のイメージ確立を目指す。</p> <p>また、ひがし茶屋街や、彦三緑地を介して旧袋町、武蔵ヶ辻界わいととの回遊性を高め、まちの賑わい創出の向上を目指すものとする。</p> <p>さらに、この地区を訪れる人々に対し、マイカー利用を控え、バス等の公共交通機関を利用するよう働きかける。</p> |

【主計町地区歩けるまちづくり協定区域図】



主計町通りを一方通行にします。
主計町へは、バス等公共交通機関でお越しください。
そぞろ歩きを楽しむまちを目指します。